

【問題】「石綿障害予防規則で規制対象となっている石綿の種類」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選択しなさい。

- ① 規制対象となっている石綿は、蛇紋石族と角閃石族に分類できる。
- ② クリソタイル（白石綿）は、角閃石族に含まれる。
- ③ 規制対象の石綿の種類は全部で6種である。
- ④ 石綿のうち、工業的に使用された石綿の約9割以上がクリソタイルである。

【正答】②

【問題】「石綿関連法規」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選択しなさい。

- ① 石綿障害予防規則の定めにより、事業者は、建築物、工作物又は船舶の解体又は改修の作業を行うときは、あらかじめ石綿等の使用の有無を調査しなければならない。
- ② 大気汚染防止法では、石綿含有建材として、石綿含有吹付け材（レベル1）および石綿含有保温材等（レベル2）の2種類が、「特定建築材料」として定められている。
- ③ 建築基準法において、増改築を行う部分の床面積が増改築前の床面積の2分の1を超えない場合、増改築部分以外の部分については、吹付石綿を除去せず、封じ込めや囲い込みの措置を行うことが認められている。
- ④ 建設リサイクル法では、一定規模以上の対象建設工事において、分別解体等や特定建設資材の再資源化が義務付けられている。

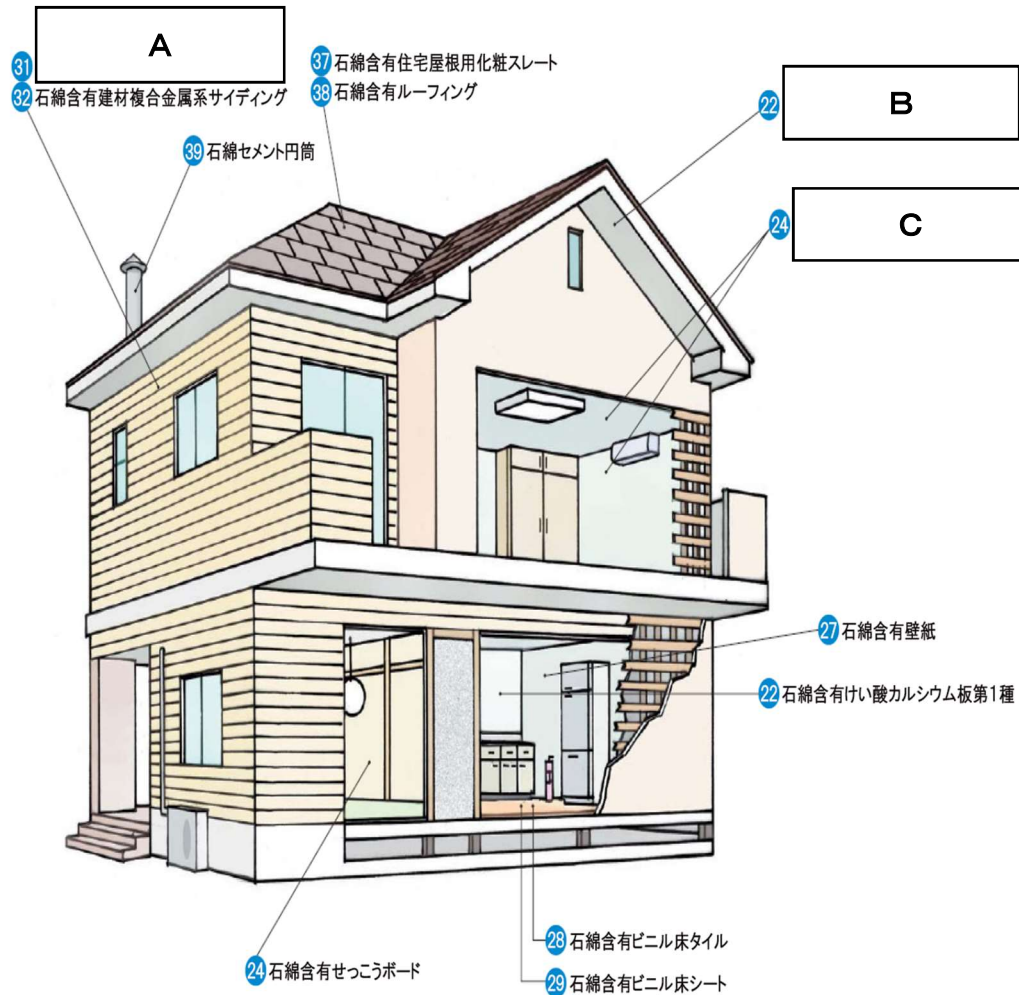
【正答】②

【問題】「防火地域内の制限」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選択しなさい。

- ① 4階建ての建築物を耐火建築物とした。
- ② 3階建ての建築物を準耐火建築物とした。
- ③ 2階建てかつ延床面積100㎡超の建築物を耐火建築物とした。
- ④ 2階建てかつ延床面積100㎡以下の建築物を準耐火建築物とした。

【正答】②

【問題】 次の図は、「目で見えるアスベスト建材（第2版） 国土交通省」から抜粋した戸建て住宅におけるアスベスト含有建材が使用されている部位の例を示したものである。図のA、B、Cに当てはまる建材名を適切に表示している組み合わせを選択肢①～④の中から選びなさい。



選択肢	A	B	C
① ⇒	石綿含有押出成形セメント板	石綿含有けい酸カルシウム板第2種	石綿含有吹付バーミキュライト
② ⇒	石綿含有窯業系サイディング	石綿含有けい酸カルシウム板第2種	石綿含有せっこうボード
③ ⇒	石綿含有押出成形セメント板	石綿含有けい酸カルシウム板第1種	石綿含有吹付バーミキュライト
④ ⇒	石綿含有窯業系サイディング	石綿含有けい酸カルシウム板第1種	石綿含有せっこうボード

【正答】 ④

【問題】「図面の種類と読み方」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選択しなさい。

- ① 設計図書のうち、建築物概要書、特記仕様書、外部仕上表、内部仕上表、平面図、断面図、矩計図、天井伏図、設備図などに石綿含有建材の情報がある。
- ② 特記仕様書のうち、防水工事、屋根工事に関する記載事項から、屋上のルーフィングやコーキングの材料が確認できる。
- ③ 特記仕様書のうち、左官工事に関する記載事項から、サイディング、スレートボードの仕様などが確認できる。
- ④ 特記仕様書のうち、内装工事に関する記載事項から、仕上材としてのビニル床タイルなど、吸音材としてのせっこうボードなど、断熱材としての吹付け石綿などが確認できる。

【正答】③

【問題】「石綿を含む建築物の維持管理」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選択しなさい。

- ① 石綿を使用している部位について、年1回、定期的に劣化等の外観観察を行い、劣化等が著しい場合は、除去または立入禁止とする。
- ② 石綿を使用している部位に「石綿あり」との表示を行う。
- ③ 石綿を使用している部位がある室内等で各種作業を行う場合は、該当部位に接触または、機械等による損傷を避けるように関係者に通知する。
- ④ 定期的に室内空气中化学物質の濃度測定を実施し、飛散・ばく露のおそれがないかを確認する。

【正答】④

## 調査票問題

次の個票は、目視調査の結果をとりまとめたものであり、建物用途等、写真（赤矢印部分の材料）、部位、材料名を示している。この結果から当該部材が石綿含有建材であるか非含有であるか、石綿含有建材である場合（石綿含有建材の可能性がある場合を含む）、レベル1、レベル2、レベル3のいずれかについて、選択肢①～④の中から選びなさい。

工場棟・1階 倉庫



部位	材 料 名
天井・はり	吹付ロックウール

選択肢： ①レベル1 ②レベル2 ③レベル3 ④非含有

【正答】①